令和8年度

開業支援事業　募集要項

まちなかチャレンジショップ枠

新規創業開業支援枠

令和8年5月改定版

一般社団法人　たく２１

募集店舗

多久市内に居住する人々の日常の買い物や賑わい創出などにまちづくりに貢献していただけるような店舗、業種で一般社団法人たく２１（以下「たく２１」といいます。）が特に必要と認めた店舗等の開業を促進するため、開業時の費用を補助する開業支援補助を募集します。

※具体的な例：飲食店、サービス業、衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店、雑貨店、アトリエ、士業、デザイン事務所等

補助対象者

多久市中心市街地エリアで**新たに創業・開業される方**（個人・法人は問いません）で、原則**最低２年以上**多久市内での出店継続可能な方を想定しています。
※自宅または現在営業されている店舗の改装および支店の開所等は**対象外**となります。

お申込み方法

申請書類を「一般社団法人たく２１」の窓口までご持参いただき、審査に必要となる事業概要資料は期日までにご提出ください。募集要項・申請書類は、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページよりダウンロードできます。

出店場所

多久市中心市街地エリアの空き店舗等。＊別紙１参照

※「空き店舗等」とは、元の店舗が閉鎖し、その後入居営業する者が決まっていない状態、又は所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの状態の店舗（商業施設等に入居するテナントを除く。）若しくは居住その他の使用がなされていない常態である空き家

※候補の物件情報については、予算や希望の職種などをお伺いしたうえで、当社から不動産会社や家主さまをご紹介も可能です。（なお、公平を期すため、当社はあくまでご紹介までとなります）

募集期限

随時募集中
※予算上限に到達した時点で応募締め切りとなりますので、ご了承ください。

募集枠

令和8年度　**４件程度**を予定（まちなかチャレンジショップ枠2件、新規開業支援枠２件）

補助対象経費/補助額

Ⅰ）**【まちなかチャレンジショップ／飲食業限定】**※2枠

① 家賃補助　※開業から２年間、年間50万/税込　まで

②広告宣伝費　※交付日決定日から2年以内の期間に限り、1年あたり最大5万/税込　まで

③経営コンサルタント伴走支援　※２カ月に１回程度、当社の定める経営コンサルタントと1回1時間程度の面談を受けられます。

ⅱ）**【新規開業支援／業種問わず】**※2枠

① 家賃補助　※開業から２年間、年間50万/税込　まで

② 店舗改装費　※店舗改装が必要となる場合、1回最大50万/税込 まで

※②改装費は開業に必要な内装、外装、空調、水周り設備等とし、備品は含まないものとする。

選定方法

一次審査にて書類選考、二次審査にて出店者審査会を行います。

選考委員 一般社団法人たく２１　理事　ほか

お問合せ先

一般社団法人たく２１（担当：森上、大島）

TEL：0952-20-2203（9:00～17:00）　FAX：0952-20-2204

Mail：info@aiparet.com　ホームページ：　https://www.aiparet.com

１　本事業の概要

（１）趣旨

多久市は佐賀県の中心に位置し高速道路のICもあり、利便性の高い地域です。しかしながら、消費者の行動範囲の拡大、大規模商業施設の立地緩和等を主要因として、大型商業施設が郊外に展開し、市内の個人店舗については、売り上げの減少や後継者不在のため閉店せざるを得ない状況となり商店街の空洞化が進んでいます。

一般社団法人たく２１では、街なかに賑わいを創出し活性化の向上を図るため、街なかの魅力を情報誌や『あいぱれっと』ホームページ等で市内外に発信し、出店意欲旺盛で起業を検討している方に開業支援を行う開業支援事業（以下「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業の実施により、多久市の活性化に資し、賑わいを取り戻す一助となればと考えています。
※これまでに10年の間に多久市中心市街地での新規開業された方は、約22店舗。そのうち、5店舗の方が、本事業の補助を受けて開業されました。

（２）支援内容

支援内容等は次のとおりです。ただし、2年以上出店継続可能な方を想定しています。

①補助対象経費

本事業の対象となる空き店舗等に出店するとき、店舗改装費及び賃借料などは、以下および別紙２のとおり補助します。

【補助対象経費】

1）店舗改装費〈 新規開業のみ 対象 〉

※開店に必要な工事費（内装、外装、空調、水回り設備等）とします。ただし、備品、什器や機材の購入費等は対象となりません。改装が必要ない場合は支給されません。

〇店舗改装限度額：１回税込５０万円以内を限度とします。

2）賃借料〈 新規開業・まちなかチャレンジショップ 対象 〉

※補助対象になるのは、賃料と共益費のみになります。

〇家賃補助額：月額1/2補助。年間税込５０万円以内（1ヶ月につき、約４万円）を限度とします（補助期間は２年間に限る）

※千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとします。

※もし不正が発覚した場合、全額返金になる可能性があります。

3）広告費〈 まちなかチャレンジショップ のみ対象 〉

〇広告費：最大1年あたり税込５万円以内を限度とします(補助期間は２年間に限る)

※補助対象となるのは、チラシ作成印刷デザイン費、メディアなどへの広告掲載費、看板など設置デザイン費などを想定しており、備品や機材などの購入費は対象となりません。

4）経営コンサルタント伴走支援〈 まちなかチャレンジショップのみ 対象 〉

〇コンサルタントによる個別経営相談：２カ月に１回程度、当社が定める経営コンサルタントと1回1時間程度の面談が受けられ、相談に関する費用は当社が負担します。(補助期間は２年間に限る)

※１回１時間以上の相談や確定申告などにおける事務作業ついては別途自己負担となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

②募集対象エリア

本事業の募集対象地域は、多久市中心市街地エリアとします。＊別紙１参照

（３）募集店舗

多久市内の賑わい創出に貢献できるような店舗を募集します。

①多久市内に居住する人々の日常の衣食住のニーズにあわせた店舗やサービスを提供する業種
②郊外のショッピングセンターには無いような特徴のある物販やサービスを行う店舗等
③多久市内で未展開もしくは今後必要となりうるニーズをとらえたサービス・業種などを扱う窓口および事務所等
④子どもたちの学びの場となるような塾や教室および高齢者の方に向けたサービスを展開する店舗等

２　応募資格

本事業の募集対象エリアの空き店舗等を活用し、当法人が指定する日までに、開業できる店舗とします。但し、次に掲げるものを除きます。

（１）法律行為を行う能力を有しない者
（２）成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
（３）団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
（４） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。）が、それらの利益となる活動を行う者
（５）破産法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
（６）法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者
（７）出店しようとする空き店舗等の所有者の３親等以内の親族である者
（８）市外に本店があるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者
（９）市内の既存店舗を閉店し、新たに出店しようとする者

３　応募の手続き

（１）申請書の配布等

○本事業の募集要項等は、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページ（https://www.aiparet.com/）からダウンロードしてください。

（２）申請書の提出

①提出書類

本事業の申請をしようとする者は、次の書類を提出してください。

（対象者全員）

ア 補助金交付申請書　※補助金交付申請書内、規定書式あり
イ 事業（出店）計画書　※補助金交付申請書内、規定書式あり
ウ 必要資金の調達計画書　※補助金交付申請書内、規定書式あり

エ 販売計画書　※補助金交付申請書内、規定書式あり

オ 誓約書　※規定書式あり

カ 添付書類

（法人の場合）

・会社概要

・定款及び法人登記事項証明書

（個人の場合）

・経営者の略歴（履歴書）

・住民票　※多久市在住者以外でも申請可

（共通）

・前年分の税務申告書の写し

・前年分の市税納税証明書（国保税を含む）や滞納がないことを証明できるもの
（多久市外の場合は現住所地市町村のもの）

※住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては、いずれも３ヶ月以内に発行したもの

・店舗の賃貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）

・店舗改装工事費の見積書（工事内訳金額がわかるもの）

※施工業者は、多久市内の業者とします。改装が必要ない場合改装費は支給されません

・店舗見取図

・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）

②提出先

原本など書類提出先：〒846-0002　佐賀県多久市北多久町大字小侍 5769 番地

多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内　一般社団法人たく２１

交付申請書および選考審査会において使用するプレゼンデータなどは原本の提出とあわせて期日までに以下までデータをメールにてお送りください。

データ送付先： info@aiparet.com

③提出方法

○申請書は、午前９時から午後５時までに上記②の提出先まで持参してください。

○来訪での原本書類提出が必要となります。ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。

○提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

④提出部数

○申請書は、Ａ４サイズで、**原本１部と写し１部の合計２部**とします。誓約書・添付書類については１部のみで構いません。

○なお、写しの１部については、審査に必要な複写用の原本として使用しますので、ホッチキスなどで綴じないでください。

４　事業者（出店者）の選定

（１） 選考方法

事業者（出店者）の選定は、一次審査として、書類選考を行い、二次審査としてプレゼンテーションによる審査会を行い、その後補助金支給対象の候補者を決定します。

（２） 書類選考及び審査会に当たっての審査基準

別紙２のとおり。

（３） 審査会

審査会は、一般社団法人たく２１および当社の定める審査員にて審査を厳正に行います。審査会は応募があり次第随時行います。なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じません。

（４）審査結果

審査結果は、審査会終了後、速やかに申請者全員に書面にて通知します。

５　補助金候補者決定後の手続き

（１）補助金交付決定

決定者から適正な補助金交付申請がなされた場合、審査後、事業者（出店者）として補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付します。

（２）補助事業完了実績報告書

出店者は補助事業完了実績報告書を店舗改装工事完了の日から１０日以内に当法人に提出してください。

提出書類

ア 補助事業完了実績報告書

イ 店舗改装工事の施工写真（施工前、施工中及び施工後がわかるもの）

ウ 工事請負契約書

エ 工事請負代金の内訳書及び請求書・領収書

オ その他、当法人が提出を指示したもの

（３）検査

補助事業完了実績報告書提出後、店舗改装工事に係る補助対象経費の検査を出店者、工事請負業者及びたく２１の３者立会いで実施し、申請書どおり工事が完了したかどうかの検査を行います。その際に、補助金交付申請書との相違が認められたときには、補助金の額が減額される場合があります。

〇営業開始

出店者は、検査後でなければ**営業を開始することはできません**。ただし、本事業における補助金交付決定等一切の権利を放棄した場合は除きます。

（４）**補助金の額の確定**

検査後、当法人は出店者に補助金の額の確定通知書を交付します。

（５）**補助金の請求及び支払い**

当法人は補助金の額の確定通知後、事業者（出店者） から請求書の提出を受けます。その後、当該請求書の提出があった日から３０日以内に、事業者（出店者） に補助金を支払います。

６　添付資料

- 申請書様式（別添１）
- 誓約書（別添２）

７　問い合わせ先

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍 5769　多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内

一般社団法人たく２１（担当：森上、大島）

TEL：0952-20-2203（9:00～17:00）　FAX：0952-20-2204

Mail：info@aiparet.com　ホームページ：　https://www.aiparet.com

別紙１

多久市中心市街地エリア

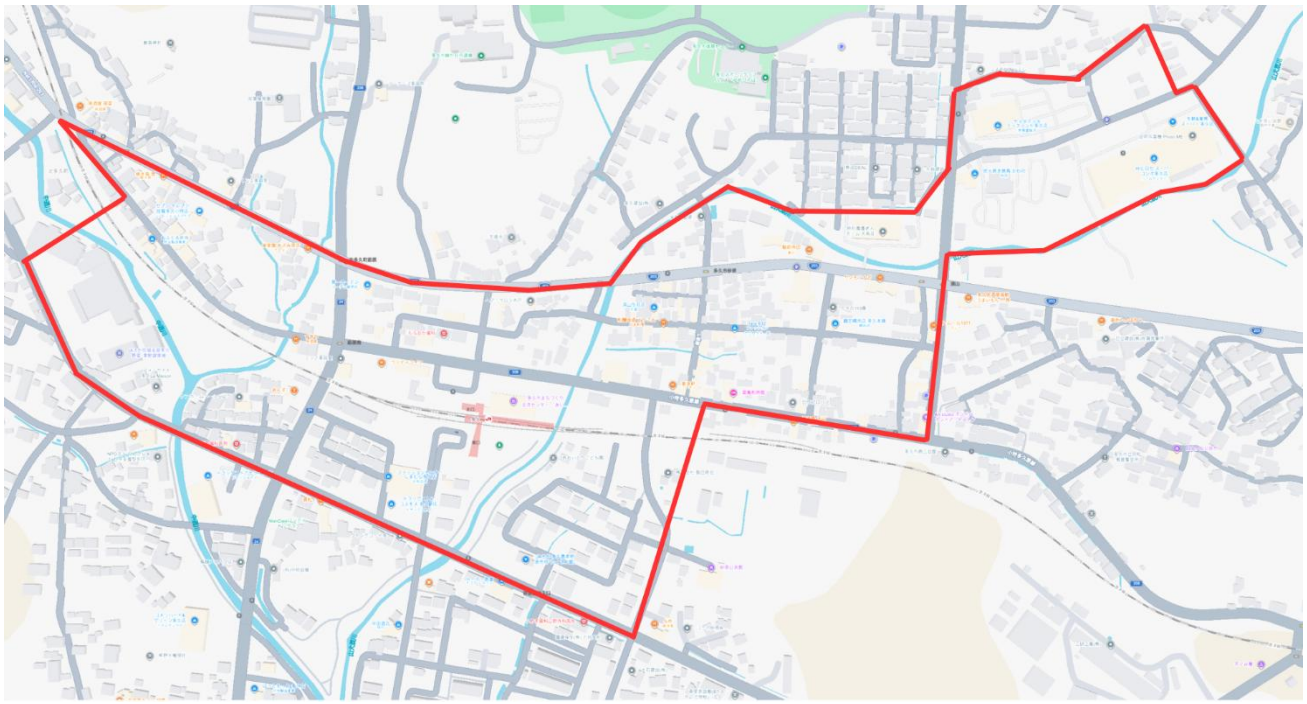

別紙２

補助金交付要件／補助対象経費について

<table>
<tr><th colspan="2">新規出店者開業誘致事業（空き店舗・空き家等活用事業）</th></tr>
<tr><th colspan="2">1－1. まちなかチャレンジショップ【飲食業/創業開業伴走型支援コース】</th></tr>
<tr><td>〈対象事業〉
まちづくりに貢献していただけるような店舗、業種で一般社団法人たく２１が特に必要と認めた店舗等の開業を別紙１で定めた多久市中心市街地において促進するため、開業時の費用を補助する開業支援・伴走支援する事業

〈補助対象経費〉
ⅰ）家賃
ⅱ）広告宣伝費
ⅲ）経営コンサルタント指導
※２カ月に１回程度、1回の面談につき、約1時間経営や戦略、販売促進などのアドバイスを受けることができる

〈対象者〉
新たに別表１のエリア内で創業・開業する方</td><td>〈補助限度額〉
ⅰ）家賃　※年間50万／税込
ⅱ）広告宣伝費　※年5万/税込
ⅲ）経営コンサルタント指導　※採択者負担なし

〈補助期間〉
1採択事業者につき、開業準備期間を含め、最長２年間に限る</td></tr>
<tr><th colspan="2">1－2. 新規店舗開業支援【業種問わず/設備投資支援コース】</th></tr>
<tr><td>〈対象事業〉
まちづくりに貢献していただけるような店舗、業種で一般社団法人たく２１が特に必要と認めた店舗等の開業を別紙１で定めた多久市中心市街地において促進するため、開業時の費用を補助する開業支援する事業

〈補助対象経費〉
ⅰ）家賃
ⅱ）改装費
※建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産は含まない

〈対象者〉
新たに別表１のエリア内で開業する方
原則最低２年は営業を継続できる見込みがあること</td><td>〈補助限度額〉
ⅰ）家賃　※年間50万／税込
ⅱ）改装費　※1回50万/税込

〈補助期間〉
1採択事業者につき、開業準備期間を含め、最長２年間に限る</td></tr>
</table>

別紙３

審査基準表

選定項目	審査項目	配点
経営者	(1)店舗経営に関する必要な知識を有するなど、適性があるか。	10
	(2)申請業種に関する知識・技術を有するなど、適性があるか。	10
	(3)経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。	10
店舗	(1)事業計画は適切か。	10
	(2)資金計画は現実的であり、適切か。	10
	(3)将来性が見込める店舗か。	10
	(4)顧客の絞込み及び顧客ニーズに対応しているか。	10
	(5)出店場所と申請店舗の関係は適切か。	10
	(6)申請店舗に集客力があるか。	10
	(7)周辺店舗に賑わいを創出させる波及効果があるか。	10

＜出店候補者の条件＞

※選定条件の最低点数は、平均６０点以上とします
（審査委員の最高点と最低点を除く他名の平均点）